

仕様書

京都府警察（以下「警察」という。）が、航空燃料取扱業者（以下「業者」という。）から警察航空機に給油する航空燃料を調達するに当たっての仕様は、下記のとおりとする。

記

1 航空燃料の規格

調達する航空燃料は、国際標準規格（ASTM及びJIS規格）におけるJET A-1とする。

2 納入形態

航空燃料の納入形態は以下のとおりとし、検査により合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって、所有権が移転したものとする。

ア 納入先及び給油方法

京都府警察航空隊給油取扱所地下タンク（以下「地下タンク」という。）へ航空燃料を輸送するタンクローリー（以下「燃料搬送車」という。）で搬入し、警察は、搬入された航空燃料を航空機に給油する。

イ 納入方法

受領する航空燃料は、精油所から直接、燃料搬送車により納入するものとする。

なお、1回の発注数量については8キロリットル程度とすることから、燃料搬送車については、JET A-1を専ら搬送しているもので8キロリットル以上の搬送能力があり、かつ給油口（規格：6 5 A）に接続可能な車両で行うこと。また、燃料搬送車からの地下タンクへの搬入は、動力ポンプを使用せず重力式で納入すること。

航空燃料取扱専従者が、京都府警察航空隊隊員の監督のもと納入すること。また、納入に当たって、安全性を確保するとともに警察業務に支障を及ぼすことのないよう充分配慮すること。

ウ 納入時期

警察の指定する日とする。

納入指定日は、やむをえない場合を除き5日前（精油所の稼働日）までに連絡するものとする。

エ 受領検査

受領に先立ち、以下の検査を実施する。

なお、検査基準値は精油所の規定値とし、不合格の場合の燃料は受領しない。

(7) 書類検査

精油所が発行する以下の種類が添付されていること。

- ・出荷証明書（製品名、出荷された精油所名、出荷時期、数量等が記載された書類。）
- ・成分試験成績書（出荷された航空燃料の性能が記載された書類。）

(4) 数量検査

(7) 出荷証明書に記載された航空燃料数量の確認・検査を実施する。

水混合検査

水検査器（ウォーター・デテクター）を使用して燃料の水混合検査を実施する。

(エ) 比重検査

精油所から出荷された燃料の品質確認のため、燃料の比重を測定し、出荷証明書に記載された数値の比較検査を実施する。

オ 令和7年10月1日から令和8年3月31日の調達予定数量

88,000リットル

3 航空燃料の単価

調達する航空燃料の単価は、1リットル単位とし、それぞれの納入形態ごとの単価により単価契約を行う。

また、契約締結日から1箇月毎に、原油CIF価格に基づく市場価格の変動により1リットル当たり1円以上の価格変動があった場合、協議の上、当該契約単価を変更するものとし、算出方法は次のとおりとする。

N月契約単価（1リットル当たり）＝

$$\begin{array}{ccccccc} & ※1 & & ※2 & & ※3 & & ※4 \\ \text{基準単価} + \text{変動額} \{ ((N-2) \text{ 月原油CIF価格} - 8 \text{ 月原油CIF価格}) \div 1,000 \} \\ & & & & & & & (\text{消費税及び地方消費税を除く}) \end{array}$$

※1 「基準単価」は入札により決定した各単価とする。

※2 「変動額」は「(N-2)月原油CIF価格」から「8月原油CIF価格」を減じ1,000で除した額（少数点第3位四捨五入）

※3 「(N-2)月原油CIF価格」は、財務省貿易統計（財務省が毎月発表する貿易統計）における主要商品別輸入の原油及び粗油の価格の円／k lを基にする。

※4 「8月原油CIF価格」は令和7年8月原油CIF価格の速報値の円／k lを基にする。

※5 なお、契約期間中において政府による補助金の対象となった場合は、別途協議するものとする。